

各 位

会 社 名 パナソニック株式会社  
 代表者名 取締役社長 津賀 一宏  
 (コード番号 6752 東証・名証第一部)  
 問合せ先 コーポレート戦略本部 経営企画部長 原田 秀昭  
 (TEL. 06-6908-1121)

会 社 名 パナソニック デバイスSUNX株式会社  
 代表者名 取締役社長 富永 俊秀  
 (コード番号 6860 東証・名証第一部)  
 問合せ先 専務取締役 経営管理担当 宮下 英二  
 (TEL. 0568-33-7211)

## パナソニック株式会社によるパナソニック デバイスSUNX株式会社の 株式交換による完全子会社化に関する株式交換契約締結のお知らせ

パナソニック株式会社(以下「パナソニック」といいます。 )及びパナソニック デバイスSUNX株式会社(以下「SUNX」といいます。 )は、本日開催のそれぞれの取締役会において、パナソニックを株式交換完全親会社とし、SUNXを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。 )を行うことを決議し、両社間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。 )を締結しましたので、お知らせいたします。

本株式交換は、平成 29 年2月開催予定のSUNXの臨時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けて行われる予定です。なお、パナソニックについては、会社法第 796 条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の決議による承認を受けずに行われる予定です。

本株式交換の効力発生日(平成 29 年3月 27 日(予定))に先立つ平成 29 年3月 22 日に、SUNX株式は上場廃止(最終売買日は平成 29 年3月 21 日)となる予定です。

### 記

#### 1. 本株式交換による完全子会社化の目的

パナソニックは、大正7年の創業以来、「事業活動を通じて、世界中の人々のくらしの向上と、社会の発展に貢献する」という経営理念のもと、総合エレクトロニクスメーカーとしてグローバルに事業を展開してまいりました。平成 23 年には、グループの力をより一層高めるため、パナソニック電工株式会社(以下「パナソニック電工」といいます。 )及び三洋電機株式会社の完全子会社化を実施しました。近年では顧客・社会へのお役立ち領域をさらに拡大するため、「A Better Life, A Better World」のブランドスローガンを掲げ、家電に加え、車載や住宅、B2B 事業に注力しております。

SUNXは、昭和 44 年にロボットの研究開発並びに電子応用機器及び自動制御機器の生産を目的として創業して以来、「センシングとコントロールを核に 夢をかなえる技術とサービスで お客様とともに ゆたかな未来をめざします」という企業理念のもと、センシングコントロール事業、プロセッシング機器事業及び Eco・カスタム事業を営んでおり、現在では国内3拠点、海外2拠点を軸に事業を展開しております。パナソニックとの関係においては、昭和 62 年にFA(ファクトリーオートメーション)機器事業で松下電工株式会社(以下「松下電工」といいます。 松下電工は、後のパナソニック電工であり、現在のパナソニックです。 )と業務提携を行ったことに始まり、平成元年に松下電工と共同で販売会社である松下制御機器株式会社(現パナソニック デバイス販売株式会社)を設立したほか、平成 12 年には松下電工の連結子会社となり、平成 16 年に松下電工がパナソニックの連結子会社となったことに伴い、パナソニックの連結子会社となりました。その後、平成 22 年にパナソニック電工の FA 機器事業を吸収分割により承継しました。現在では、パナソニックが注力する B2B 事業において、センシングとコントロール技術を生かした高品質な製品を提供し、製造業向けソリューションの一角を担う会社と位置付けられております。なお、SUNXはパナソニックグ

ループの一員として、製品にパナソニックブランドを冠しているほか、パナソニックの子会社であるパナソニック デバイス販売株式会社、パナソニック デバイス販売中国有限公司他8社に対して、製品の販売を行っております。

昨今、SUNXを取り巻く事業環境は、大きく変化しつつあります。生産性向上に向けた工場等の自動化ニーズやサプライチェーンの効率化ニーズは飛躍的に高まっており、IoT (Internet of Things) の活用も広がりを見せております。SUNXの主力製品であるFA用センサやコントローラを含むFA機器への需要は大きく拡大しており、顧客からのネットワーク対応及びセット提案の要望は日々高まっております。大手の競合各社はFA機器事業を重点分野と位置付け、経営資源を集中して大手顧客を囲い込むなど、市場の拡大に連れて競争環境は激化しております。

かかる状況下、パナソニックグループとしてFA機器事業を競合企業に伍して市場を上回って成長させていくためには、パナソニックとSUNXが双方の経営資源を共有・活用しながら、顧客が望むソリューションを提供することが必要であると認識しております。FA機器事業の開発・製造・販売を一体化させ、変化しつつある顧客ニーズに迅速に対応することが、FA機器市場におけるパナソニックグループの競争優位性を一段と高めるものと判断し、パナソニックはSUNXに対して、平成28年10月に本株式交換の申し入れを行いました。SUNXとしても、本株式交換により両社を資本面・事業面で完全に一体化することで、市場動向や競合動向の共有はもとより、パナソニックグループが保有する特許や開発リソースなどについて、柔軟かつ機動的に経営資源を共有・配分できるようになると考えております。また、家電、住宅、業務用設備から車載部品に至るまで幅広い製品を製造・販売するパナソニックグループの製造・物流現場のニーズ把握、パナソニックグループとしてのFA機器事業のより一層の強化、一体となった営業活動及び事業運営が可能となるものと考えております。

こうした共通認識のもと、両社は複数回に亘って協議を行い、業界やその中における両社のポジショニング等についての認識を共有すると共に、今後の両社のあるべき姿についても議論を重ねてまいりました。その結果、パナソニックがSUNXを完全子会社化することで、顧客が求めるFA機器のネットワーク対応、セット提案を通じ、パナソニックにおいては重点事業領域である「B2B」が強化でき、SUNXの企業価値の向上のみならず、パナソニックグループ全体の企業価値の向上に資するという認識を両社で共有するに至り、本株式交換を行うことを決定いたしました。

## 2. 本株式交換の要旨

### (1) 本株式交換の日程

株式交換契約締結の取締役会決議日(両社)	平成28年12月20日(火)
株式交換契約締結日(両社)	平成28年12月20日(火)
臨時株主総会基準日公告日(SUNX)	平成28年12月26日(月)(予定)
臨時株主総会基準日(SUNX)	平成29年1月10日(火)(予定)
株式交換契約承認臨時株主総会開催日(SUNX)	平成29年2月28日(火)(予定)
最終売買日(SUNX)	平成29年3月21日(火)(予定)
上場廃止日(SUNX)	平成29年3月22日(水)(予定)
株式交換の予定日(効力発生日)	平成29年3月27日(月)(予定)

(注1) パナソニックは、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

(注2) 株式交換の予定日(効力発生日)は、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により、又は、両社の合意により変更されることがあります。

### (2) 本株式交換の方式

パナソニックを株式交換完全親会社、SUNXを株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、パナソニックについては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の決議による承認を受けずに行う予定です。SUNXについては、平成29年2月28日開催予定の臨時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けた上で行う予定です。

### (3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	パナソニック (株式交換完全親会社)	SUNX (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	0.68
本株式交換により交付する株式数	パナソニック普通株式: 11,491,130 株(予定)	

#### (注1) 株式の割当比率

SUNX株式1株に対して、パナソニック株式0.68株を割当交付します。ただし、パナソニックが保有するSUNX株式(本日現在 39,374,900 株)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

#### (注2) 本株式交換により交付する株式数

パナソニックは、本株式交換に際して、本株式交換によりパナソニックがSUNX株式(ただし、パナソニックが保有するSUNX株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)のSUNXの株主の皆様(ただし、パナソニックを除きます。)に対し、その保有するSUNX株式に代わり、その保有するSUNX株式の数の合計に0.68を乗じた数のパナソニック株式を交付します。なお、SUNXは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するSUNXの取締役会決議により、SUNXが保有する自己株式及び基準時までにSUNXが保有することとなる自己株式(本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)の全部を、基準時までに消却する予定です。

また、パナソニックの交付する株式は、全てその保有する自己株式にて対応する予定であり、本株式交換における割当てに際してパナソニックが新たに株式を発行する予定はありません。なお、パナソニックの交付する株式数は、SUNXの自己株式の取得・消却等により今後修正される可能性があります。

#### (注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、パナソニックの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様については、パナソニック株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

##### ① 単元未満株式の買増制度(100株への買増し)

パナソニックの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をパナソニックから買い増すことができる制度です。

##### ② 単元未満株式の買取制度(単元未満株式の売却)

パナソニックの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをパナソニックに対して請求することができる制度です。

#### (注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、パナソニック株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるSUNXの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、パナソニックが1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

### (4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

パナソニックの完全子会社となるSUNXは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておらず、該当事項はありません。

## 3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

### (1) 割当ての内容の根拠及び理由

パナソニック及びSUNXは、本株式交換に用いられる上記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、パナソニックは野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)を、SUNXは大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

パナソニック及びSUNXは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、パナソニック及びSUNXの財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、パナソニックは、本株式交換比率は妥当であり、パナソニックの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至り、また、SUNXは、本株式交換比率は下記(2)②「算定の概要」に記載の通り、大和証券から受領した株式交換比率の算定結果のうち、市場株価法の算定レンジの上限を上回り、加えて、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF 法」といいます。)の算定レンジの範囲内であることから、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当なものであり、SUNXの株主の利益を損なうものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、本日開催されたパナソニック及びSUNXの取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

## (2) 算定に関する事項

### ① 算定機関の名称及び上場会社との関係

パナソニックの第三者算定機関である野村證券及びSUNXの第三者算定機関である大和証券はいずれも、パナソニック及びSUNXからは独立した算定機関であり、パナソニック及びSUNXの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

### ② 算定の概要

野村證券は、パナソニックについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(算定基準日である平成 28 年 12 月 19 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるパナソニック株式の平成 28 年 6 月 20 日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、平成 28 年 9 月 20 日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成 28 年 11 月 21 日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、平成 28 年 12 月 13 日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、及び基準日終値を基に分析しております。)を採用して算定を行いました。

SUNXについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(算定基準日である平成 28 年 12 月 19 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるSUNX株式の平成 28 年 6 月 20 日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、平成 28 年 9 月 20 日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成 28 年 11 月 21 日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、平成 28 年 12 月 13 日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、及び基準日終値を基に分析しております。)を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を、それぞれ採用して算定を行いました。

パナソニック株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.56～0.59
DCF法	0.57～0.86

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成 28 年 12 月 19 日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、SUNXの財務予測については、パナソニックの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、野村證券が DCF 法による算定の前提としたSUNXの利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

他方、大和証券は、パナソニック及びSUNXについて、両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して算定を行いました。

市場株価法においては、平成 28 年 12 月 19 日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日の終値、算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用いたしました。

DCF 法では、SUNXについて、SUNXが作成した平成 29 年3月期から平成 32 年3月期までの財務予測等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、SUNXが将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価しています。割引率は 8.45%～9.96%を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率を 1.00%として算定しております。なお、大和証券が DCF 法による算定の前提としたSUNXの財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。また、本株式交換後の各種施策の効果等につきましては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味しておりません。

他方、パナソニックについては、パナソニックから受領した資料や公表情報をもとにSUNXが検討した平成 29 年3月期から平成 31 年3月期までの財務予測等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、パナソニックが将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価しています。割引率は 5.01%～5.82%を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率を 1.00%として算定しております。

なお、大和証券が DCF 法による算定の前提としたパナソニックの財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。また、本株式交換後の各種施策の効果等につきましては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味しておりません。

各評価方法によるパナソニック株式の 1 株当たりの株式価値を1とした場合のSUNX株式の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.570～0.585
DCF法	0.628～0.927

大和証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。大和証券は株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で大和証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としております。パナソニック及びSUNX並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、提供された両社の財務予測その他将来に関する情報が、SUNXの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討又は作成されていることを前提としており、SUNXの同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券の算定は、平成 28 年 12 月 19 日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

なお、大和証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日(平成 29 年3月 27 日(予定))をもって、SUNXはパナソニックの完全子会社となり、SUNX株式は平成 29 年3月 22 日付で上場廃止(最終売買日は平成 29 年3月 21 日)となる予定です。上場廃止後は、SUNX株式を東京証券取引所及び名古屋証券取引所において取引することができなくなり

ます。

SUNX株式が上場廃止となった後も、本株式交換によりSUNX株主の皆様には割り当てられるパナソニック株式は東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、SUNX株式を148株以上保有し本株式交換によりパナソニック株式の単元株式数である100株以上のパナソニック株式の割当てを受けるSUNXの株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において148株未満のSUNX株式を保有するSUNX株主の皆様には、パナソニック株式の単元株式数である100株に満たないパナソニック株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とするパナソニックの配当金を受領する権利を有することになります。また、そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、パナソニックに対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をパナソニックから買い増すことも可能です。かかる取扱いの詳細については、上記2.(3)(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照下さい。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記2.(3)(注4)「1株に満たない端数の処理」をご参照下さい。

なお、SUNXの普通株主の皆様は、最終売買日である平成29年3月21日(予定)までは、東京証券取引所及び名古屋証券取引所において、その保有するSUNXの普通株式を従来どおり取引することができます。

#### (4) 公正性を担保するための措置

パナソニック及びSUNXは、パナソニックが、既にSUNXの総株主の議決権の69.98%(平成28年9月30日現在)を保有していることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

##### ① 独立した第三者算定機関からの算定書

パナソニックは、第三者算定機関である野村證券を選定し、平成28年12月20日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要については、上記3.(2)「算定に関する事項」をご参照下さい。

一方、SUNXは、第三者算定機関である大和証券を選定し、平成28年12月20日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要については、上記3.(2)「算定に関する事項」をご参照下さい。

なお、パナソニック及びSUNXは、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)は取得していません。

##### ② 独立した法律事務所からの助言

パナソニックは、リーガル・アドバイザーとして、長島・大野・常松法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

なお、長島・大野・常松法律事務所は、パナソニック及びSUNXから独立しており、パナソニック及びSUNXとの間に重要な利害関係を有しません。

一方、SUNXは、リーガル・アドバイザーとして、辻巻総合法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

なお、辻巻総合法律事務所は、パナソニック及びSUNXから独立しており、パナソニック及びSUNXとの間に重要な利害関係を有しません。

#### (5) 利益相反を回避するための措置

パナソニックが、既にSUNXの総株主の議決権の69.98%(平成28年9月30日現在)を保有している支配株主であることから、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

① SUNXIにおける、利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得

SUNXは、平成 28 年 10 月 27 日、本株式交換がSUNXの少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、SUNX及びSUNXの支配株主であるパナソニックとの間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である、高橋明人氏(弁護士、高橋・片山法律事務所)、長谷川臣介氏(公認会計士、長谷川公認会計士事務所)、並びにSUNXの社外取締役・独立役員である小原恒司氏及びSUNXの社外取締役・独立役員である角信賢氏の4名によって構成される第三者委員会(以下「第三者委員会」といいます。)を設置し、本株式交換を検討するに当たって、第三者委員会に対し、(a)本株式交換の目的の正当性・合理性(本株式交換によるSUNX企業価値向上の有無を含む。)、(b)本株式交換の条件の妥当性(株式交換比率の妥当性を含む。)、(c)本株式交換の交渉過程の公正性、(d)本株式交換を行うとの決議をSUNXの取締役会が行うことがSUNXの少数株主にとって不利益ではないかについて、諮問いたしました。

第三者委員会は、平成 28 年 11 月7日から平成 28 年 12 月 19 日まで、会合を合計5回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討に当たり、SUNXから、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、SUNXの企業価値の内容、並びに株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯及び決定過程についての説明を受けており、また、大和証券から本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受けております。また、SUNXのリーガル・アドバイザーである辻巻総合法律事務所から、本株式交換に係るSUNXの取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する説明を受けております。第三者委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換の目的は正当かつ合理的であり、本株式交換の条件は妥当であり、本株式交換の交渉過程は公正であり、本株式交換を行うとの決議をSUNXの取締役会が行うことが、SUNXの少数株主にとって不利益なものではない旨の答申書を、平成 28 年 12 月 20 日付で、SUNXの取締役会に対して提出しております。

② 利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認

SUNXの監査役のうち、宮本敦浩氏は、パナソニックの従業員を兼務しているため、利益相反防止の観点から、SUNXの取締役会の本株式交換に係る審議には参加しておらず、何らの意見表明も行っておりません。

SUNXの取締役会における本株式交換に関する議案は、SUNXの取締役9名の全員一致により承認可決されており、かつ、SUNXの監査役4名のうち、上記宮本敦浩氏を除く監査役3名が出席し、その全員が、本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

4. 本株式交換の当事会社の概要(平成 28 年9月 30 日現在)

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名 称	パナソニック株式会社	パナソニック デバイスSUNX株式会社
(2) 所 在 地	大阪府門真市大字門真 1006 番地	愛知県春日井市牛山町 2431 番地の1
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 津賀 一宏	取締役社長 富永 俊秀
(4) 事 業 内 容	電気・電子機器等の製造・販売	電気・電子機器等の製造・販売
(5) 資 本 金	258,740 百万円	3,155 百万円
(6) 設 立 年 月 日	昭和 10 年 12 月 15 日	昭和 44 年 10 月 3 日
(7) 発 行 済 株 式 数	2,453,053,497 株	56,457,898 株
(8) 決 算 期	3月 31 日	3月 31 日
(9) 従 業 員 数	(連結)256,133 名	(連結)1,551 名
(10) 主 要 取 引 先	国内外の企業等	パナソニック パナソニックグループ企業
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行	株式会社三井住友銀行 株式会社三菱東京 UFJ 銀行

(12) 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6.18%	パナソニック株式会社	69.74%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5.05%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2.02%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	3.47%	パナソニック デバイスSUNX持株会	1.89%
	日本生命保険相互会社	2.81%	古田直史	0.89%
	パナソニック従業員持株会	1.79%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	0.88%
	住友生命保険相互会社	1.52%	中央電気工事株式会社	0.80%
	THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	1.44%	CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	0.69%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	1.26%	THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED	
	STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	1.24%	CLIENTS A/C 513 SINGAPORE	
	松下不動産株式会社	1.18%	CLIENTS	0.68%
			日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	0.66%
			日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	0.44%

(13) 当事会社間の関係

資本関係	パナソニックは、本日現在、SUNXの発行済株式数(56,457,898株)の69.74%に相当する39,374,900株を保有しております。
人的関係	パナソニックの従業員1名がSUNXの監査役に就任しております。また、パナソニックの従業員4名がSUNXへ出向しております。
取引関係	SUNXはパナソニックへ、預け金の預入を行っております。 SUNXはパナソニックの子会社であるパナソニック デバイス販売株式会社、パナソニック デバイス販売中国有限公司他8社に対して、製品の販売を行っております。
関連当事者への該当状況	SUNXは、パナソニックの連結子会社であり、パナソニックとSUNXは相互に関連当事者に該当します。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	パナソニック (連結、米国基準)			SUNX (連結、日本基準)		
	平成26年 3月期	平成27年 3月期	平成28年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期	平成28年 3月期
純資産	1,586,438	1,992,552	1,854,314	30,264	33,685	34,395
総資産	5,212,994	5,956,947	5,596,982	37,974	41,004	43,186
1株当たり株主資本(円)	669.74	788.87	734.62	534.40	594.34	607.10
売上高	7,736,541	7,715,037	7,553,717	39,530	42,226	43,939
営業利益	305,114	381,913	415,709	3,450	4,415	4,141
経常利益	—	—	—	3,601	4,775	4,204
当社株主に帰属する当期純利益	120,442	179,485	193,256	2,338	3,147	3,150
1株当たり当期純利益(円)	52.10	77.65	83.40	41.56	55.93	55.99
1株当たり配当金(円)	13.00	18.00	25.00	12.00	16.00	18.00

- (注1) 平成 28 年9月 30 日現在。ただし、特記しているものを除きます。
- (注2) 単位は百万円。ただし、特記しているものを除きます。
- (注3) パナソニックの「純資産」は、パナソニック連結ベースでの資本合計の金額を、米国会計基準に基づいて算出したものを記載しております。
- (注4) パナソニックの「1株当たり株主資本」、「当社株主に帰属する当期純利益」及び「1株当たり当期純利益」は、それぞれ、パナソニック連結ベースでの「1株当たり当社株主資本」、「当社株主に帰属する当期純利益」及び「基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益」の金額を、米国会計基準に基づいて算出したものを記載しております。
- (注5) パナソニックは米国会計基準を採用しており、「経常利益」に該当する項目がないため記載を省略しております。
- (注6) SUNXIについては、「1株当たり株主資本」、「当社株主に帰属する当期純利益」は、それぞれ、「1株当たり純資産」、「親会社株主に帰属する当期純利益」の金額を記載しております。

## 5. 本株式交換後の状況

		株式交換完全親会社
(1)	名 称	パナソニック株式会社
(2)	所 在 地	大阪府門真市大字門真 1006 番地
(3)	代表者の役職・氏名	取締役社長 津賀 一宏
(4)	事 業 内 容	電気・電子機器等の製造・販売
(5)	資 本 金	258,740 百万円
(6)	決 算 期	3月 31 日
(7)	純 資 産	現時点では確定しておりません。
(8)	総 資 産	現時点では確定しておりません。

## 6. 会計処理の概要

パナソニック連結決算において、本株式交換は、資本取引として処理されます。

## 7. 今後の見通し

SUNXIは、既にパナソニックの連結子会社であり、本株式交換によるパナソニック及びSUNXIの連結業績への影響は、いずれも軽微です。

## 8. 支配株主との取引等に関する事項

### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

パナソニックが、既にSUNXIの総株主の議決権の 69.98%(平成 28 年9月 30 日現在)を保有する支配株主であることから、本株式交換は、SUNXIにとって支配株主との取引等に該当します。SUNXIが平成 28 年6月 20 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書(以下「コーポレート・ガバナンス報告書」といいます。)で示している「I. 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本株式交換における適合状況は、以下のとおりです。

SUNXIは、上記3. (4)「公正性を担保するための措置」及び3. (5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じておりますが、かかる対応はコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容に適合していると考えております。

なお、コーポレート・ガバナンス報告書で示している「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」における支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護に関する記載は、以下のとおりです。

「当社の取締役の職務執行を監督、監査するため、親会社の従業員1名が監査役として就任しております。

当社は、親会社との間で資金の預入等の取引を実施しておりますが、当該取引を行うに際しては、少数株主の保護のため、必要性並びに取引条件が通常取引と同水準になるよう留意し、公正かつ適正に決定しております。

また、当該取引を実施するにあたっては、取引条件が通常取引と同水準となることを確認するとともに社外取締役からも適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しているため、当社取締役会としては、親会社との取引が当社の利益を害することはないと判断しております。

さらに、親会社との製品及び原材料等の販売・購入等の取引条件についても、市場価格を勘案した一般的取引と同様の条件となっております。」

## (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記(1)「支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本株式交換は、SUNXにとって支配株主との取引等に該当することから、SUNXは、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、その取締役会において、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議・検討し、さらに上記3. (4)「公正性を担保するための措置」及び3. (5)「利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講ずることにより、公正性を担保し、利益相反を回避した上で判断しております。

## (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

SUNXは、上記3. (5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換がSUNXの少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、第三者委員会を設置しました。SUNXは、本株式交換を検討するに当たって、第三者委員会に対し、(a)本株式交換の目的の正当性・合理性(本株式交換によるSUNX企業価値向上の有無を含む。)、(b)本株式交換の条件の妥当性(株式交換比率の妥当性を含む。)、(c)本株式交換の交渉過程の公正性、(d)本株式交換を行うとの決議をSUNXの取締役会が行うことがSUNXの少数株主にとって不利益ではないかについて、諮問いたしました。

その結果、第三者委員会からは、平成28年12月20日付で、上記(a)に関しては、本株式交換によって得られる種々効果によりSUNX及びパナソニックグループの企業価値の向上が見込まれるとのSUNXの判断には十分合理性が認められ、またSUNXの少数株主がパナソニックの株主となることにより上記企業価値向上の利益を享受できるとのSUNXの判断は特段不合理とはいえないことから、本株式交換の目的には正当性・合理性を認められること、上記(b)に関しては、本株式交換比率の算定には一般的な評価手法が用いられており、恣意的な数値操作あるいは非合理的な算出根拠等は見受けられないことから、本株式交換における交換条件の妥当性は確保されていると認められること、上記(c)に関しては、本株式交換及びこれに基づくSUNX完全子会社化への対応及び検討に向けた過程の中で、SUNX株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、また本株式交換における交換条件、とりわけ交換比率の公正性の担保、また交換条件及び交換比率の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、公正な手続を通じたSUNX少数株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられること、及び上記(d)に関しては、上記(a)ないし(c)に関する検討結果を総合的に勘案すれば、SUNXの取締役会が本株式交換を行うとの決議を行うことが、SUNXの少数株主にとって不利益なものではない旨の答申書を入手しております。

以上

(参考)当期連結業績予想及び前期連結実績

パナソニック(当期連結業績予想は平成28年10月31日公表分)

(単位:百万円)

	売上高	営業利益	税引前利益	親会社の所有者に帰属する当期純利益
当期業績予想 (平成29年3月期)	7,200,000	245,000	240,000	120,000
前期実績 (平成28年3月期)	—	—	—	—

(注1) 当社は、平成29年3月期の年間決算より、国際財務報告基準(IFRS)を任意適用するため、連結通期業績予想を、IFRSに基づき作成しております。

(注2) 前期実績(平成28年3月期通期)は米国会計基準を適用していたため、記載しておりません。

SUNX(当期連結業績予想は平成28年10月27日公表分)

(単位:百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期業績予想 (平成29年3月期)	44,000	3,800	3,900	2,700
前期実績 (平成28年3月期)	43,939	4,141	4,204	3,150

本プレスリリースには、パナソニックグループの「将来予想に関する記述」に該当する情報が記載されています。平成 29 年 3 月期の連結業績予想は国際財務報告基準(IFRS)に基づき作成しています。本プレスリリースにおける記述のうち、過去または現在の事実に関するもの以外は、かかる将来予想に関する記述に該当します。これら将来予想に関する記述は、現在入手可能な情報に鑑みてなされたパナソニックグループの仮定および判断に基づくものであり、これには既知または未知のリスクおよび不確実性ならびにその他の要因が内在しており、それらの要因による影響を受ける恐れがあります。かかるリスク、不確実性およびその他の要因は、かかる将来予想に関する記述に明示的または黙示的に示されるパナソニックグループの将来における業績、経営結果、財務内容に関してこれらと大幅に異なる結果をもたらす恐れがあります。パナソニックグループは、本プレスリリースの日付後において、将来予想に関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆様におかれましては、金融商品取引法に基づく今後の提出書類およびその他のパナソニックの行う開示をご参照下さい。

なお、上記のリスク、不確実性およびその他の要因の例としては、次のものが挙げられますが、これらに限られるものではありません。かかるリスク、不確実性およびその他の要因は、パナソニックおよび SUNX の有価証券報告書等にも記載されていますのでご参照下さい。

- 米州、欧州、日本、中国その他のアジア諸国の経済情勢、特に個人消費および企業による設備投資の動向
- 多岐にわたる製品・地域市場におけるエレクトロニクス機器および部品に対する産業界や消費者の需要の変動
- ドル、ユーロ、人民元等の対円為替相場の過度な変動により外貨建てで取引される製品・サービスなどのコストおよび価格が影響を受ける可能性
- 資金調達環境の変化等により、パナソニックグループの資金調達コストが増加する可能性
- 急速な技術革新および変わりやすい消費者嗜好に対応し、新製品を価格・技術競争の激しい市場へ遅滞なくかつ低コストで投入することができない可能性
- 他企業との提携または企業買収等で期待どおりの成果を上げられない、または予期しない損失を被る可能性
- パナソニックグループが他企業と提携・協調する事業の動向(BtoB(企業向け)分野における、依存度の高い特定の取引先からの企業努力を上回る価格下落圧力や製品需要の減少等の可能性を含む)
- 多岐にわたる製品分野および地域において競争力を維持することができなくなる可能性
- 製品やサービスに関する何らかの欠陥・瑕疵等により費用負担が生じる可能性
- 第三者の特許その他の知的財産権を使用する上での制約
- 諸外国による現在および将来の貿易・通商規制、労働・生産体制への何らかの規制等(直接・間接を問わない)
- パナソニックグループが保有する有価証券およびその他資産の時価や有形固定資産、のれんなどの長期性資産および繰延税金資産等の評価の変動、その他会計上の方針や規制の変更・強化
- ネットワークを介した不正アクセス等により、パナソニックグループシステムから顧客情報・機密情報が外部流出する、あるいはネットワーク接続製品に脆弱性が発見され、多大な対策費用負担が生じる可能性
- 地震等自然災害の発生、感染症の世界的流行、サプライチェーンの寸断、その他パナソニックグループの事業活動に混乱を与える可能性のある要素